

長島浄化センター他施設維持管理業務委託 仕様書

(施設設備)

第1条 施設の主な設備

(1) 長島浄化センター

流入渠、スクリーン、最初沈殿池、エアレーションタンク、最終沈殿池、砂ろ過設備、電気設備、水処理脱臭気設備、塩素混和池、汚泥濃縮タンク、汚泥脱水機、自家発電機、送風機、管理棟等の機械・電気・建築設備および建築土木構造物とし、附帯設備、管廊、水路等を含む

(2) 姫御前汚水中継ポンプ場

流入渠、スクリーン、主ポンプ設備、仕切弁、自家発電機、ポンプ棟等の機械・電気・建築設備および建築土木構造物とし、附帯設備、水路等を含む

(業務委託の内容)

第2条 主な業務の作業内容

(1) 保守点検業務

①日常点検

設備の運転状態等において、異常の有無、兆候を発見するために行う点検で、長島浄化センター・姫御前汚水中継ポンプ場において毎日実施する。ただし、姫御前汚水中継ポンプ場は、発注者との協議により点検管理を定める。

点検内容等の事項については、受注者において詳細な実施点検計画書を作成し、発注者の承諾の下、実施するものとする。

②定期点検

機器の損傷、腐食および摩耗状況を把握し、修理等の保全計画を作成するため定期的に期間（週間、1か月、3か月、6か月、1年）を定め行う。

③臨時点検

日常および定期点検以外に、故障・警報等設備の異常に対して行う点検作業である。また、原因究明を行い、発注者に報告すると同時に応急対応等の指示に従う。

④簡易な故障修理等

簡易な修理・復旧等作業により正常運転を保持できる作業等。

⑤定期自主点検

法の定めに従い、場内で受注者が自主的に行う点検である。

⑥点検機器・周辺の清掃

機器等の据え付け場所の清掃及び機器等の整理整頓による管理、補修塗装を行う。

携帯用ガス検知器の点検整備（消耗品の交換部品を含む）費用は受注者の負担とする。

(2) 運転操作監視業務

①水処理・汚泥処理施設は、原則、監視室より稼働時の連続監視、運転操作、記録を行う業務。ただし、水処理施設の監視・時間帯等は、発注者と協議して定める。

②①以外の各処理施設の定期監視は、現場における運転操作等の業務。

③全施設の運転稼動に伴う異常事態（故障等）の通報対応業務。（休祝日・夜間含む）

④監視日報等の作成及び通報対応における報告書の作成業務。

(3) 緊急時の対応

本業務期間において緊急事態が発生した場合は、監督員の指示に従い業務に当たるものとする。

(4) 日常水質試験業務

- ①本業務に必要な水質試験管理の実施により水質保持に努める業務。
- ②採水、軽微な分析、器具洗浄、データの整理及び水質関連機器の保守点検業務。
- ③試験室の整理整頓および清掃及び水質試験業務。

(5) 事務業務

- ①業務上に関連する事務文書（打合せ簿・報告・日報等・運転記録簿・作成文書等）の整理整頓業務。
- ②発注者が貸与および支給した備品・消耗品等の管理事務業務。
- ③光熱水費の毎月の支払い事務。
- ④浄化センター施設運転等に関する関係機関からの調査票等のデータ収集の取りまとめ事務処理を行う。

(6) 建設付帯設備管理

- 事務所内等の美化清掃として年に2回以上の床・窓・空調設備等の清掃管理。
- ※別紙（仕2）

(7) 消防設備点検（法定点検）

- 消防法に基づく施設法定点検を実施し、発注者に報告書を提出する。
- ※別紙（仕3）

(8) 緑地管理業務

- ①各施設内の緑地の維持管理等（除草・剪定・処分等）に関する業務。
- ②施設周辺道路・水路等の除草。（年2回以上、6・10月）

(9) 自動扉保守点検

- ①保守点検 2回／年。
- ②年間を通して故障修理。（取替機器は別途）
- ※別紙（仕4）

(10) 水質分析業務（計量証明）

- ①別紙に示す水質、汚泥分析を行い計量結果の証明書を年間通して取りまとめ発注者に提出する。
- ※別紙（仕1）

(11) 薬品、燃料、消耗品等調達、管理

- ①設備保守点検に伴う交換部品等消耗品の調達・管理。
- ②水質試験（日常業務）薬剤の調達等。
- ③運転用薬剤の調達等。
 - ・薬剤選定に関する調達・管理において、薬剤効果が不十分な場合、1週間以内に技術職員を派遣し速やかに対応すること。
 - ・汚泥脱水機用凝集剤の適合確認（ビーカーテスト）年1回を含む。
 - ・薬剤の調達等（注文、納品、検収、支払い一連）
 - ・注入率・在庫管理、及び薬液補充。
- ④その他、維持管理用消耗品の調達等。

(12) 設備の修繕

- ①保守点検作業時における機器稼動の異常防止のための軽微な修繕業務（部品を含む）及び小破修繕。

(13) その他業務

- ①備品、機器の予備品、特殊工具、消耗品等の整理整頓。
- ②本業務に関する工事・業務等に対する業務への協力体制の確保。
- ③長島浄化センターから放水された放流水の採水を行う。
- ④施設関連法定点検の点検時の立会いを行い、点検後の安全確認をする。
- ⑤蓄電池の内部抵抗の測定。（年に1回以上）

(業務体制)

第3条 運転操作監視及び水質試験業務体制について、受注者は委託内容が完全に履行できる業務体制で行わなければならない。

土、日、祝日 (年末年始含む)	監視室 運転操作監視業務	脱水機 運転操作業務	水質試験業務
巡回業務・回数等については発注者と協議を行い決定する。	常時（24h365日）対応、但し、夜間等においては通報装置での対応も可能とする。	運転回数等については発注者と協議を行い決定する。	毎日の検査とする。但し、休日等については発注者と事前協議し決める。

1. 人員配置等は職階基準等に基づき、委託内容が完全に履行できる適正人員とする。
2. 業務作業等の執行に伴う協力会社については、浄化センター施設の立地条件を含み桑名市の「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法」に対する基本協定を配慮し、協力会社の人員配置を3名以上とする。
3. 三重県桑名地方に大雨警報が発令時においては、浄化センターに待機し、非常時に備えること。
注）警報外でも局地的豪雨等の事態が発生した場合は原則、浄化センターに待機する。
4. 桑名市内に「震度4」の地震が発生した時においては、施設の異常がないか点検を行い、非常時に備えること。
市で災害対策本部が設置され、風水害第2次配備第2段階・震災警戒体制第2段階が発令された時には、休日、夜間であっても浄化センターに出動し、非常時に備えること。
5. 浄化センターに待機し、非常時等に備えた費用については受注者の負担とする。

(報告書類の提出)

第4条 特記仕様書第16条に定める各記録は次に挙げる報告書類とする。

なお、各報告書類の書式、内容、期日等は、監督員が指示するものとする。

(1) 日常業務に係る記録

- ①週間作業予定表・報告書・施設業務日誌・定例外作業報告書等

(2) 水処理に係る記録

- ①処理日報・各データロガ帳票写し

(3) 施設点検に係る記録

- ①機械電気設備日常点検表
- ②電気工作物日常巡視点検表
- ③電動ホイスト等定期自主検査記録表
- ④各月例・各年点検報告書
- ⑤自家用発電機運転記録

(4) 電力に係る記録

- 電力日誌

(5) 汚泥処理に係る記録
汚泥脱水機運転日報

(6) 汚水中継ポンプ場の業務記録
姫御前汚水中継ポンプ場巡回点検表

(7) その他受注業務の記録
監督員の指示する報告書

(業務委託の適用除外)

第5条 次に掲げる業務は本業務の適用除外とする。

- (1) し渣、脱水汚泥運搬処分業務。（ただし、姫御前汚水中継ポンプ場の長島浄化センターへのし渣運搬は本業務に含む）
- (2) 仕様書に含まれない各種精密保守点検。（電気計装設備、電話交換設備などや特殊精密点検を必要とする業務）
- (3) 大規模な修繕・再塗装・機器分解整備。

(効果的、経済的運転・施設管理の義務)

第6条 受注者は契約書、仕様書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解しさらに各設備機器運転方法、能力等を考慮し、施設の効果的、経済的運転・施設管理を行わなければならない。

これについて、受注者は発注者に対して積極的に技術提案をするものとする。

(光熱水費の負担・事務)

第7条 業務上必要とする光熱水費（電気、水道、ガス）は発注者が負担する。但し、使用に伴う毎月の支払い事務は受注者が行う。

※光熱水費については、本業務受注者と別途支払協定書を締結する。又再生可能エネルギー賦課金の減免申請に努めること。

(次受注者への業務引継ぎ)

第8条 契約の終了により受注者に変更が生じる場合、本業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、受注者は次の受注者へ業務の引継ぎを行わなければならない。この場合、受注者は、次の受注者の業務遂行に支障をきたさないよう、引継文書の作成とともに技術指導を行わなければならない。

2 引継文書は対象施設固有の運転及び保守管理上の留意点を把握できる内容とし、次の各号に添って記載しなければならない。

- (1) 各施設設備の留意すべき特性や固有の状況
- (2) 定常時及び非定常時の調節器及び各設備の設定状況
- (3) 特有の運転方法、運転上の特別な操作及び運用方法
- (4) その他の留意事項

(前受注者からの業務引継ぎ)

第9条 受注者は、履行開始日までに、前の受注業者から業務の引継ぎを受けるとともに、履行開始にあたっての準備等を行い、履行開始からの業務に支障をきたすことのないよう万全の措置を講じなければならない。

2 本業務はその内容から重要な委託であり、委託開始後速やかに受託できるよう、引継には業務管理責任者以下全ての責任者、従事者を選任し引継を行わせなければならない。

3 履行準備等にかかる費用は、受注者の負担とする。

(発注者からの引継ぎ)

第10条 各施設の設備状況については発注者から設備状態の説明を受けるものとする。

2 履行準備等にかかる費用は、受注者の負担とする。

(その他事項)

第11条 その他、本仕様書に記載が無く疑義が生じる事態については、双方にて協議を行い浄化センターの運転管理に支障が起こらないように対応処理すること。

桑名市職員等の市施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱に基づき週30時間以上駐車する場合は行政財産使用料を支払う。

参考資料

業務対象施設の概要は、次のとおりとする。

【長島浄化センター】

- ①供用開始年月 : 1系 … 2000年3月
2系 … 2003年1月
3系 … 2010年4月
- ②排除方式 : 分流式
- ③処理方式 : 1系 … 標準活性汚泥法（凝聚剤添加）+急速濾過法
2系 … 標準活性汚泥法（凝聚剤添加）+急速濾過法
3系 … ステップ流入多段消化脱窒法+（凝聚剤添加）+急速濾過法
- ④水処理能力 : 現有 日最大 1系 … 2,950立方メートル
2系 … 2,950立方メートル
3系 … 2,300立方メートル
認可 日最大 6,945立方メートル
全体計画日最大 8,966立方メートル
- ⑤主要機器 : 別紙のとおり

【姫御前汚水中継ポンプ場】

- ①供用開始年月 : 2006年3月（一部2003年3月）
- ②排除方式 : 分流式
- ③主ポンプ能力 : 每分3.5立方メートル 3基（予備機を含む）
- ④主要機器 : 別紙のとおり

【長島浄化センター主要設備一覧表】

水処理棟

電気設備、計装機器、土壤脱臭床
ルーツプロワ式送風機、自動細目スクリーン
最初沈殿池、エアレーションタンク、最終沈殿池
スカムスキマ、散気装置（エアレータ）、消泡装置
生汚泥引抜弁、返送汚泥ポンプ、余剰汚泥ポンプ
ステップゲート、返送汚泥投入ゲート、

塩素混和棟

薬品貯留槽（次亜塩素酸ソーダ）、薬品注入ポンプ、処理水ポンプ
汚濁負荷量測定機器

汚泥棟

汚泥かき寄せ機、汚泥スクリーン、汚泥濃縮設備
汚泥脱水機、脱水汚泥貯留ホッパ、薬品溶解装置、薬品溶解タンク
汚泥供給ポンプ、薬品注入ポンプ、消臭ポンプ
薬品洗浄方式脱臭機、薬品貯留槽
空気圧縮機、除湿機
電気設備、計装設備、発電機、ディーゼルエンジン

管理棟

中央監視設備、汚水中継ポンプ場遠方監視設備、自動通報装置
水質分析機器、電気設備

砂ろ過棟

原水槽、分配槽、砂ろ過池、洗浄排水槽、砂ろ過水槽
逆洗ポンプ、逆洗プロワ、空気圧縮機
処理水給水ユニット、砂ろ過装置、原水ポンプ

【姫御前汚水中継ポンプ場主要設備一覧表】

流入ゲート、除塵機、汚水ポンプ、ポンプ井攪拌機、脱臭設備
発電機、ディーゼルエンジン、電気設備、計装設備、自動通報装置

【消耗備品負担一覧表】

1. 「発注者が用意する消耗備品類」は次のとおりとする。
 - (1) 発注者が実施する定期点検、分解整備に要する部品、機材、工具、測定機器類
 - (2) 機器の維持に必要な特殊工具、測定機器類（受注者と協議）
 - (3) 発注者の事業、事務に係る器材、事務用品類
 - (4) その他、発注者が認めるもの（受注者と協議）
2. 「受注者が用意する消耗品類」は、下水道施設維持管理積算要領に記載のあるものとし、記載のないものについては協議により決定する。

水質分析業務 仕様書

1. 件名 長島浄化センター他 水質分析業務

2. 場所 採水: 桑名市長島町福豊地内(福豊排水機場付近)

収積場所: 桑名市長島町赤地地内(長島浄化センター)
(長島浄化センターの検体と一緒に輸送)

3. 業務内容 別紙のとおり

4. 測定回数 別紙のとおり

項目	流入・放流水分析回数																			合計分析回数											
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		年	脱水ケーキ	検体	溶出試験	単位	含有量試験	単位
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流							
1. SS	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48	検体				
2. COD	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24	検体				
3. BOD	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48	検体				
4. 大腸菌数	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	検体				
5.	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48	検体				
6. アンモニア性窒素	1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			12	検体					
7. 亜硝酸性窒素	1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			12	検体					
8. 硝酸性窒素	1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			12	検体					
9. 有機性窒素	1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			12	検体					
10. 磷含有量	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48	検体				
11. リン酸イオン	1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			12	検体					
12. 塩素イオン	1				1				1				1				1				1				6	検体					
13. 蒸発残留物	1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			12	検体					
14. 強熱残留物	1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			12	検体					
15. 強熱減量	1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			12	検体					
16. カドミウム及びその化合物	1												1								1	2			1	検体	1	検体			
17. シアン化合物	1												1								1	2			1	検体					
18. 有機燃焼化合物	1												1								1	2			1	検体					
19. 鉛及びその化合物	1												1								1	2			1	検体	1	検体			
20. 六価クロム化合物	1												1								1	2			1	検体					
21. ヒ素及びその化合物	1												1								1	2			1	検体	1	検体			
22. 水銀及びその他の水銀化合物	1												1								1	2			1	検体	1	検体			
23. アルキル水銀化合物	1												1								1	2			1	検体					
24. ポリ塩化ビフェニル	1												1								1	2			1	検体					
25. トリクロロエチレン	1												1								1	2			1	検体					
26. テトラクロロエチレン	1												1								1	2			1	検体					
27. ジクロロメタン	1												1								1	2			1	検体					
28. 四塩化炭素	1												1								1	2			1	検体					
29. 1,2-ジクロロエタン	1												1								1	2			1	検体					
30. 1,1-ジクロロエチレン	1												1								1	2			1	検体					
31. シス-1,2-ジクロロエチレン	1												1								1	2			1	検体					
32. 1,1,1-トリクロロエタン	1												1								1	2			1	検体					
33. 1,1,2-トリクロロエタン	1												1								1	2			1	検体					
34. 1,3-ジクロロプロペン	1												1								1	2			1	検体					
35. ベンゼン	1												1								1	2			1	検体					
36. チウラム	1												1								1	2			1	検体					
37. シマジン	1												1								1	2			1	検体					
38. チオベンカルブ	1												1								1	2			1	検体					
39. セレン及びその化合物	1												1								1	2			1	検体					
40. n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	検体					
41. n-ヘキサン抽出物質(動植物油類)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	検体					
42. フェノール類含有量	1												1								2				2	検体					
43. 銅含有量	1												1								2				2	検体					
44. 亜鉛含有量	1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			8				8	検体					
45. 溶解性鉄含有量	1												1								2				2	検体					
46. 溶解性マンガン含有量	1												1								2				2	検体					
47. クロム含有量	1												1								2				2	検体					
48. ふつ素及びその化合物	1												1								2				2	検体					
49. ほう素及びその化合物	1												1								2				2	検体					
50. 1,4ジオキサン								1					1							1	2			1	検体						
採水・輸送費																				24	回					放流・流入水と同時輸送					
溶出費																					1	式					1	式			
前処理																											1	式			

項目	臭気分析回数													合計分析回数	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	単位		
アンモニア		1						1					2	検体	
メチルメルカプタン		1						1					2	検体	
硫化水素		1						1					2	検体	
硫化メチル		1						1					2	検体	
二硫化メル		1						1					2	検体	

令和8年度～令和9年度(1年度分の回数)

仕1-別紙3

長島浄化センター 生活排水検査内訳

検査項目	数量
pH／測定時水温	4
浮遊物質量(SS)	4
COD	4
BOD	4
窒素含有量	4
磷含有量	4
溶存酸素／水温	4

消防設備点検業務 仕様書

1. 件名 長島浄化センター他 消防設備点検業務

2. 場所 桑名市長島町赤地地内(長島浄化センター)
桑名市長島町 源部外面 地内(姫御前汚水中継ポンプ場)

3. 業務内容 消防設備点検 1式 及び点検結果報告書作成
(消防法17条の3の3)
(消防法施行規則第31条の4第1項及び第3項)

- ・機器点検 (6か月に1回)
- ・総合点検 (1年に1回)

※ 不具合があれば速やかに報告すること

4. 機器数量 別紙のとおり

	機器名称	形状寸法等	単位	数量	備考
	粉末消火器	ABC-10	本	40.0	R2、4、5年度設置
	粉末消火器機能点検		本	4.0	
	粉末消火器放射点検		本	2.0	
	受信機 P型 1級	20回線	台	1.0	
	受信機 P型 2級	3回線	台	1.0	
	発信機		個	13.0	
	電鈴		個	13.0	
	表示灯		個	16.0	
	差動式スポット型感知器		個	24.0	
	定温式スポット型感知器		個	10.0	
	煙感知器		個	36.0	
	自火報電源装置		式	2.0	
	避難口小型・中型誘導灯		台	43.0	
	室内通路小型誘導灯		台	10.0	
	廊下通路小型誘導灯		台	2.0	
	階段通路誘導灯	大型	台	28.0	
	誘導灯電源装置		式	1.0	

緑地管理業務 仕様書

1. 件名 長島浄化センター他 緑地管理業務
2. 場所 桑名市長島町赤地地内(長島浄化センター)
桑名市長島町 源部外面 地内(姫御前汚水中継ポンプ場)
3. 業務内容 別紙のとおり

長島浄化センター

除草対象面積（芝生）	4,186 m ²
除草対象面積（芝生以外）	3,598 m ²
立木（1m以上）	271 本
列植（1m以上）列植面積	140 m ²
列植（1m未満）列植面積	94 m ²

敷地内公園

除草対象面積（芝生）	2,135 m ²
除草対象面積（芝生以外）	51 m ²
立木（1m以上）	97 本
列植（1m以上）列植面積	26 m ²
列植（1m未満）列植面積	43 m ²

公園・浄化センター周囲等

剪定・除草	161 m ²
-------	--------------------

姫御前汚水中継ポンプ場

除草対象面積（芝生）	254 m ²
除草対象面積（芝生以外）	1,048 m ²
立木（1m以上）	37 本

建設付帯設備管理業務 仕様書

1. 件名 長島浄化センター他 建設付帯設備管理業務

2. 場所 桑名市長島町赤地地内(長島浄化センター)

3. 業務内容 床清掃 2回／年

- ・洗浄
- ・樹脂ワックス
- ・帶電ワックス
- ・ストーンワックス

ガラス・建築附帯設備清掃 1回／年
(高所作業含む:最大地上高13m)

4. 機器数量 別紙のとおり

自動扉保守点検業務 仕様書

1. 件名 長島浄化センター他 自動扉保守点検業務

2. 場所 桑名市長島町赤地地内(長島浄化センター)

機種: 株式会社ナブコ製DS-60型1台

- 対象:
- ・ドアエンジン駆動部装置
 - ・ドアエンジン懸架装置
 - ・ドアエンジン制御部装置
 - ・ドアエンジン操作スイッチ及び検出スイッチ

3. 業務内容

(1) 定期保守点検は次の項目とする。

- ・ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- ・ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整
- ・ドアエンジン装置の電気回路の異状有無の点検及び調整
- ・ドアが当たっていないか、摺れていないか点検整備
- ・消耗度の著しい部分はないか点検及び取替え

(2) 報告書の提出

- ・保守点検を行った後、報告書を提出すること。(様式は任意)
- ※不具合がある場合は速やかに報告すること。

4. 保守点検整備等物品の負担区分

保守業務に係る消耗品(ヒューズ、潤滑油、各種締結部品)は本業務に含む。

但し、保守以外の装置部品の取替え等を行う場合の費用は本業務に含まない。

[エンジン、コントローラー、戸車、レール、操作スイッチ及び検出スイッチ、
連結機構、ガラス、サッシ、鍵錠等の建具類等]

5. 点検回数 2回(半年に1回)

暴力団等の排除措置に関する特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、桑名市が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当な介入等を排除することにより、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この特記仕様書における用語の意義は、桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年桑名市告示第206号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条に定めるところによる。

(通報義務)

第3条 請負者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 暴力団等による不当介入を受けた場合は、毅然とこれを拒否し、速やかに、警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) 前号の通報及び協力を行った場合は、速やかに、その内容を市長等発注者に報告すること。

(資材購入等の禁止)

第4条 請負者及び下請負人等は、資材販売業者若しくは廃棄物処理業者又はその役員等が暴力団等と認められる場合は、当該資材販売業者若しくは廃棄物処理業者から資材等を購入し、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

(違反に対する措置)

第5条 請負者が前2条の規定に違反した場合は、情状により、次の各号の措置を講じることがある。

- (1) 指名停止又は文書注意 暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、第3条の規定に違反した場合は、指名停止又は文書注意を行う。
- (2) 暴力団等排除措置要綱第5条の規定により、契約を解除する。

(契約期間の延長等)

第6条 暴力団等による不当介入を受けたことにより、契約期間内に履行することが困難な場合は、市長等発注者と協議すること。

2 請負者が第3条の規定に違反していた場合は、前項の規定にかかわらず、情状により、契約期間の延長等の措置を講じないことがある。この場合において、請負者は、履行遅滞の責を免れない。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めるもののほか、暴力団等排除措置要綱の規定により、必要な措置を講ずるものとする。